十　平成二十一年総務省告示第四百号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［1　略］	［1　同左］
2　放送業務用伝搬障害防止区域	2　［同左］
1　削除	1　(1)　北海道函館市千歳町13番1号　(53.70) (2)　北海道亀田郡七飯町字上藤城564番地　(671.00)	北緯41度46分25秒東経140度44分13秒の地点と北緯41度49分32秒東経140度43分48秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［2　略］	［2　同左］
［3・4　略］	［3・4　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

十一　平成二十一年総務省告示第四百九十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			改正前		
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域			1　［同左］		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲	区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～80　略］			［1～80　同左］		
81	削除		81	(1)　千葉県富津市小久保1579―23　(145.80) (2)　千葉県富津市湊字天王台700―2　(85.10)	北緯35度15分42秒東経139度51分52秒の地点と北緯35度13分54秒東経139度52分17秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度13分51秒東経139度52分18秒の地点と北緯35度13分19秒東経139度52分26秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［82～98　略］			［82～98　同左］		
［2～4　略］			［2～4　同左］		
備考　表中の［　］の記載は注記である。					

十二　平成二十三年総務省告示第八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			改正前		
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域			1　［同左］		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲	区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～46　略］			［1～46　同左］		